

公益財団法人輻射科学研究会研究助成規程

平成 22 年 12 月 10 日制定

公益財団法人輻射科学研究会における研究助成の選定は、本規程によって行う。

- (1) 本会定款第 4 条 1 項に基づき、若手研究者の育成を主眼として、長期的な視点から輻射科学に関する基礎的萌芽的研究を助成する。
- (2) 本助成は、「輻射科学研究会研究助成」と称する。
- (3) 輻射科学研究会研究助成の対象を選定するため、輻射科学研究会研究助成審査委員会を設置する。
- (4) 委員長を 1 名、委員を若干名とする。
- (5) 委員長および委員は、輻射科学に関する十分な学識経験のあるものから毎年 1 回代表理事が選任し、委嘱する。ただし、下記の者を除く。また助成候補者と利害関係を有する委員は、当該候補者の審査から除外する。
 - イ 本会理事、評議員、監事
 - ロ イ項に掲げる者の配偶者又は 3 親等内の親族ならびにイ項に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ イ項に掲げる者の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、イ項に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (6) 本助成の候補者は、過去 2 年以内に本会例会において研究発表を行った学生、もしくは発表時に 40 歳未満の若手研究者であって、本会のホームページに公開する公募要項に基づき申請したものとする。
- (7) 助成金額は 10 万円、20 万円、30 万円の 3 種とし、候補者が申請時に選択する。
- (8) 助成対象者は、申請金額に応じて毎年 1～4 名程度とする。
- (9) 助成を受けた者は、助成期間終了後 1 ヶ月以内に報告書を提出するものとする。

付則

本規程の改訂は、理事会の承認を得るものとする。
本規程は、輻射科学研究会のホームページで公開する。
本規程は、この法人の移行登記日から施行する。